

香芝市告示第79号

香芝市私道への公共下水道敷設設置基準要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市私道への公共下水道敷設設置基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の処理区域内の私道に対して一定の基準を設けて、公共下水道の敷設を行い、私道に面した家屋の水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(公共下水道を敷設する私道の基準)

第2条 公共下水道を敷設する私道は、次に掲げる基準を全て満たしていることとする。

- (1) 道路の形態を有しており、2戸以上（1戸とは、水栓番号が独立している既存家屋等で汚水ます設置を希望していること。また、集合住宅の場合は1棟を1戸とし、複数の棟数であっても所有者が同じ場合は1戸とみなして算出した戸数）が共同で交通の用に供し、その利用について何らの制限が設けられていないこと。
- (2) 私道の幅員は、1メートル以上で、支障なく公共下水道の敷設が可能であること。
- (3) ポンプ施設が必要な場合は、施設用地を私道敷地内で確保できること。
- (4) 私道に汚水を排除する予定家屋が2戸以上（1戸とは、水栓番号が独立している既存家屋等で汚水ます設置を希望していること。また、集合住宅の場合は1棟を1戸とし、複数の棟数であっても所有者が同じ場合は1戸とみなして算出した戸数）であること。
- (5) 私道の両端又は一端が公共下水道の敷設されている道路に接していること。

(公共下水道敷設基準)

第3条 公共下水道の敷設は、次に掲げる基準により実施するものとする。

- (1) 私有地の使用は無償で、使用期間が永久であり、将来においても維持管理作業に支障のない道路形態が確保できること。
- (2) 私道敷の所有権を第三者に譲渡し、当該土地に制限物件その他の権利を設定し、又はこれらの権利を譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、公共下水道敷設部分の使用権を受け継がせることを誓約できること。
- (3) 公共下水道敷設完了後、速やかに排水設備の改造及び水洗化工事（し尿

浄化槽の撤去を含む。)を行うこと。

(4) 公共下水道工事及び維持管理作業に伴う通行規制（車両通行止め等）に同意していること。

(5) 公共下水道敷設完了後において、工事による瑕疵が原因で私道等の舗装に陥没、破損等が起きた場合の補修期間は、工事完了後1年以内とする。

(6) 私道内における公共下水道敷設工事申込書（第1号様式）、私有地使用承諾書（第2号様式）及び関係書類が提出されていること。

（工事費）

第4条 公共下水道の敷設に要する工事費は、市の負担とする。ただし、特殊な工事を行う場合においては、申請者と協議して定めるものとする。

（維持管理）

第5条 この要綱により敷設された公共下水道は市に帰属し、通常の維持管理は市が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

香芝市長

私道内における公共下水道敷設工事申込書

下水道法に基づく水洗化を行いたいので、公共下水道敷設を連名にて申し込みます。

公共下水道敷設後は、直ちに水洗化することを確約します。

申 込 者	
住 所 及 び 連 絡 先	氏 名
代表者)	
電話番号	
同意欄	
<input type="checkbox"/> 工事に伴う通行規制（車輛通行止め等）に同意します。	
<input type="checkbox"/> 私道内における公共下水道敷設後において、工事による瑕疵が原因で私道等の舗装に陥没、破損等が起きた場合の補修期間は、工事完了後1年までとすることに同意します。	
<input type="checkbox"/> 公共下水道敷設以外の公共事業は一切要望しないことに同意します。	

添付書類

- 1 付近見取図（位置図）
- 2 私有地使用承諾書（第2号様式）
- 3 地籍図、地積測量図及び土地登記簿謄本

第2号様式（第3条関係）

私有地使用承諾書

年 月 日

香芝市長

土地所有者

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

私は、私の所有する下記の土地に、公共下水道（下水道管、マンホール、取付管等）の敷設工事を行うこと及び次の条件を承諾いたします。

【条件】

- 1 下記土地の掘削及び占用並びに工事完了後の維持管理上、下記土地へ立ち入ること。
- 2 下記土地の使用期間は下水道施設の存置期間とし、土地使用料は無償とすること。
- 3 隣接する土地からの当該公共下水道への接続をすること。
- 4 土地所有者は、下記土地の上に工作物を建築しないものとする。
- 5 土地所有者は、下記土地の権利等に変動があるときは、譲渡又は取得する者に対し、承諾内容を継承させること。
- 6 土地所有者の都合により公共下水道の敷設替えを要する場合は、香芝市長に届け出て施工を依頼するとともに、当該敷設替えに要する経費は土地所有者の負担とすること。

記

土地の所在	地番	地目	公簿面積（㎡）

以上